

	埼玉県収入 (消印はし 2,200円)	証紙貼付欄 (ないこと)	
--	---------------------------	-----------------	--

## 登録事項等変更届出書

(宛先) \_\_\_\_\_ 年 月 日

埼玉県知事

(〒 ) 電話

住所

(フリガナ)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

平成 / 令和 年 月 日 埼玉県知事登録 第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 変更の理由 \_\_\_\_\_

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者 氏名: \_\_\_\_\_  
ファクシミリ番号: \_\_\_\_\_ / メールアドレス: \_\_\_\_\_

# 誓約書 兼 主任電気工事士雇用証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

## 1 主任電気工事士 ・ 個人申請者 兼 主任電気工事士

私は、電気工事の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約いたします。

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 生

雇 用 年 月 日 年 月 日

電気工事士免状 第 種 ( 県 ( 都 道 府 ) )  
種類及び番号 第 号

電気工事士免状  
交 付 年 月 日 年 月 日 交 付

事前連絡票  
確 認 番 号

## 2 届出者

私（当社及び当社の役員）は、電気工事の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約いたします。

あわせて、上記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

住 所

氏名又は名称  
(法人にあっては  
代表者の氏名)

この誓約書は、登録をしようとする者（法人にあっては役員も含む）及び主任電気工事士が、電気工事業法、電気工事士法、電気用品安全法に違反したことが無い者であることを誓約していただくものです。

# 主任電気工事士等実務経験証明書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

証 明 者

経済産業大臣  
産業保安監督部長  
県(都道府)知事

市(町)長 登録・届出 第 号

住 所

氏名又は名称  
(法人にあっては  
代表者の氏名)

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

記

1	電気工事士氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日生
	電気工事士免状 種類及び番号	第 二 種 ( 県 ( 都 道 府 ) ) 第 号

2	電気工事に従事した職歴(勤務していた期間)	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	業 務 の 内 容	

3	証明者の事業内容	一般用電気工作物のみ ・ 一般用電気工作物及び自家用電気工作物
---	----------	---------------------------------

電気工事士免状番号や建設業許可番号、東京電力の電気工事店登録番号は記入できません。  
無登録・無届出業者は実務経験を証明できません。  
実務経験に算入できる電気工事は、第二種電気工事士免状取得以降のものに限ります。  
証明者に勤務状況を問合せることがあります。

# 備付器具調書

氏名又は名称

	器具名	製造年	製造番号、型式	台数	製造業者名
一般用電気工作物	1 絶縁抵抗計 (メガー)				
	2 接地抵抗計 (アーステスタ)				
	抵抗及び交流電圧を 3 測定できる回路計 (テスタ)				
自家用電気工作物	4 低圧検電器				
	5 高圧検電器				
	6 継電器試験装置				
	7 絶縁耐力試験装置				

## 備考

「一般用電気工作物の工事のみ」行う場合は、1～3の器具について記入してください。

「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」の工事を行う場合、又は「自家用電気工作物の工事のみ」を行う場合は、1～7の器具について記入してください。

ただし、6・7の器具については「必要な時に使用できる措置」が講じられていけばよいため、次の方法で対応してください。(どちらかに をつける。)

- 1) 当営業所で所有する。
- 2) 借入れ・計測依頼で対応する。  
(依頼先)

---

法第25条・施行規則第12条 第2項、第3項又は第4項

# 標 識 仕 様 書

(標識の写真を添付すれば記入する必要はありません)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

私は、電気工事業を営むに当たり、下記のとおり標識を作成し、掲示します。

## 記

### 1 大きさ

たて \_\_\_\_\_ cm × よこ \_\_\_\_\_ cm

### 2 材 質

\_\_\_\_\_ (例：アルミ板、プラスチック板、ベニヤ板、紙)

### 3 標識種類 (該当する区分を \_\_\_\_\_ で囲んでください。)

- ・ ( 登 録 ) 登録電気事業者登録票
- ・ ( 届 出 ) 登録電気事業者届出済票
- ・ ( 通 知 ) 通知電気事業者通知票
- ・ (みなし通知) 通知電気事業者通知済票

### 4 掲示場所 (掲示する場所を \_\_\_\_\_ で囲んでください。)

- ・ 営業所
- ・ 施工場所 (工事期間が1日限りの現場)
- ・ 施工場所 (工事期間が2日以上現場)

---

(参考：電気工事業の業務の適正化に関する法律 第25条)

電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 第12条第2項)

法第25条の規定により、登録電気事業者は様式第15による標識を、通知電気事業者は様式第15の2による標識を、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに掲げなければならない。ただし、電気工事が1日で完了する場合にあつては、当該電気工事の施工場所については、この限りでない。

---

標識の形式は、次のページを御覧ください。

----- (参考：標識の形式) -----

(登録の場合)

登録電気工事業者登録票	
登録番号	埼玉県知事登録第*****号
登録の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

35 cm以上

40 cm以上

(届出の場合)

登録電気工事業者届出済票	
届出先	埼玉県知事届出第*****号
届出の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

35 cm以上

40 cm以上

(通知の場合)

通知電気工事業者通知票	
通知先	埼玉県知事通知第*****号
通知の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

大きさは自由です

(みなし通知の場合)

通知電気工事業者通知済票	
通知先	埼玉県知事み通第*****号
通知の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

大きさは自由です

登録・届出の場合、電気工事の種類は、「一般用電気工作物」又は「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」と記入してください。